

合法?いいえ、**違法** **危険** 大変危険な薬物です!!

STOP! DRUGS



※ 東京都では、合法ドラッグ・脱法ハーブ等と呼ばれるドラッグを「違法(脱法)ドラッグ」と呼んでいましたが、平成26年7月22日、厚生労働省及び警察庁が新呼称名を「危険ドラッグ」に選定したため、現在は、「危険ドラッグ」と呼んでいます。

『合法』と言われているものは安全?



あなたの人生を壊す
危険な薬物です。

麻薬や覚醒剤と同じかもっと恐い薬物が検出されています!!

何が入っているか判らず、死亡例もあります。

麻薬や覚醒剤以上に危険な薬物なのです。



1人で悩まず すぐに相談しよう。



東京都には薬物相談の
専門家がいます。

お電話、メールでお気軽にご相談ください。ご本人だけでなく、ご家族やお友達など、身近な方からのご相談も受け付けています。相談の内容によっては、適切な部署をご案内します。

※ 電話相談受付時間 平日(月曜日から金曜日)午前9時から午後5時まで

03-5320-4515
東京都福祉保健局 健康安全部 薬務課

あなたの秘密は守ります!!

※都外にお住まいの方は、お住まいの道府県薬務課にご相談ください。





合法ドラッグ・脱法ハーブ等と呼ばれる

危険ドラッグで事故・事件が起きています！

幻覚や異常な興奮状態におちいった結果、事故や犯罪を引き起こしてしまうケースが発生しています。脱法ハーブと呼ばれる危険ドラッグを吸ったあとに車の運転をして歩行者をはねたり、吸ったあとに死亡する事件などが後を絶ちません。



薬事法改正により、
2014年4月1日より 個人の使用・所持も処罰対象となりました。

薬事法及び東京都薬物の濫用防止に関する条例の改正により、法で規定する「指定薬物」と条例で規定する「知事指定薬物」は、麻薬や覚醒剤と同様に、製造・販売だけではなく、
個人の所持・使用も「違法」となり、処罰の対象になります。

※ 「薬事法等の一部を改正する法律」(2013年11月27日法律第84号)により薬事法の名称が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に変更されています。(施行日は2014年11月25日)

危険ドラッグってなに？



だまされないで!!

● 大変危険で違法なドラッグです！

「合法と言われているものは安全」「法規制されていないもの
だと言われた」—実は、すべて「違法」です。

「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されるため、
あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解されて
いますが、大麻や麻薬、覚醒剤などと同じ成分が含まれてお
り、大変危険で違法なドラッグです。

合法ドラッグ
脱法ハーブ **X**
これらの名称は、違法な販売者が
勝手につけたものです。

本当は
全部危険な薬物!!



● 何が危険なの？



麻薬や覚醒剤の化学構造を
少し変えただけ!

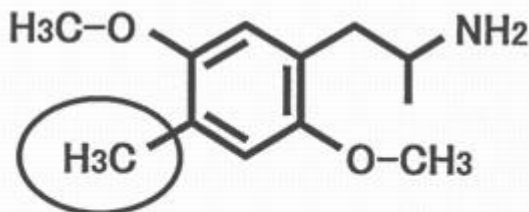
麻薬・覚醒剤より
危険な場合も!!

危険ドラッグには、既に規制されている麻薬や覚醒剤の化学
構造を少しだけ変えた物質が含まれており、体への影響は麻
薬や覚醒剤と変わりません。それどころか、麻薬や覚醒剤より
危険な成分が含まれていることもあります。

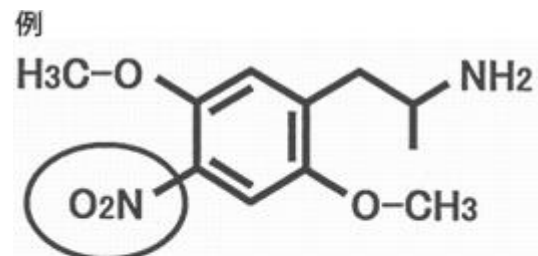
実際はどんな危険性があるのか、わからないのです。

麻薬と危険ドラッグ

ちょっと化学構造を変えているだけで、体への影響は麻薬と同じ又はそれ以上です。



麻薬 **DOM**
(2,5-ジメトキシ-4メチルアンフェタン)



危険ドラッグ **DON**
(2,5-ジメトキシ-4ニトロアンフェタン)

※ DONは、平成22年9月24日に指定薬物となりました。

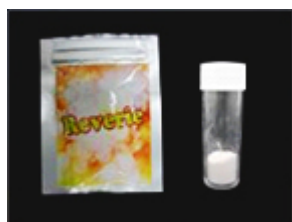
● 用途を偽って売られています

危険ドラッグは、法の網をくぐりぬけるために「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」など、一見ただけでは人体摂取用と思われないよう目的を偽装して販売されています。色や形状も様々で、粉末・液体・乾燥植物など、見た目ではわからないように巧妙に作られています。

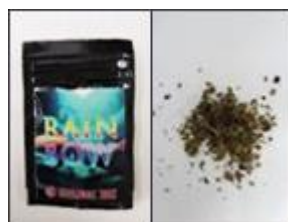
デザインされたパッケージやカラフルな液体は、危険な薬物に見えないため、キレイ、カッコいいという印象を持ってしまうますが、中身は売っているほうもわからない恐ろしい薬物です。「合法」や「安全」という言葉を信用してはいけません。



「お香」の例



「バスソルト」の例



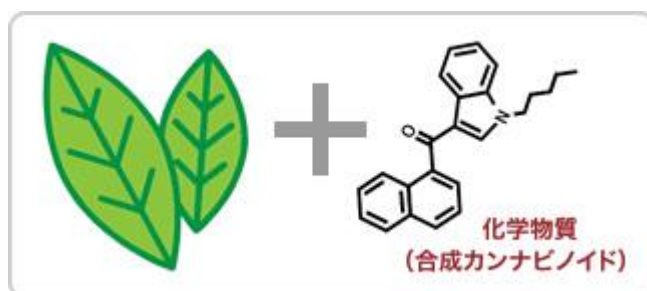
「ハーブ」の例



「アロマ」の例

● 「脱法ハーブ」も麻薬・覚醒剤と同様、危険な薬物です

「脱法ハーブ」は、乾燥植物に、大麻に似た作用を持つ薬物(合成カンナビノイド)を混ぜ込んで造ったものです。大麻などの規制薬物よりも毒性が高い可能性があるほか、商品によって含有量が異なるため、体に及ぼす影響がわからず大変危険です。料理で使う「ハーブ」やポプリ(芳香剤)ではありませんので、だまされないようにしましょう。



使ったらどうなるの？



大変危険です!!

● 死んでしまうことも！！

危険ドラッグの成分や含有量は商品によってまちまちであり、吐いたり、意識を失ったり、暴れたりなど、様々な健康被害が報告されています。

最悪の場合は死に至ってしまうこともある危険なドラッグです。病院に救急搬送されても、成分がわからないため適切な治療ができないこともあり、大変危険です。

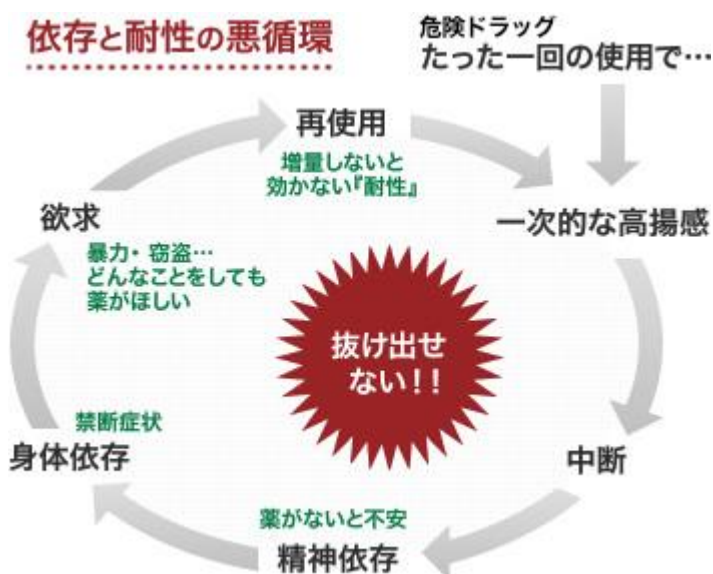


● 一度の使用が人生を台無しに

いわゆるドラッグの類は、一時的にいい気分になると言われていますが、その作用が切れたときの絶望感や不安感は、耐えられないほどに強いので、それから逃れるために、またドラッグに手を出してしまい(依存)、次第に自分の意志では止められなくなってしまいます。

また、繰り返し使用していると、一回に使う量がどんどん増えていきます(耐性)。こうなると、薬物欲しさに暴力事件を起こしたり、窃盗などの犯罪に手を染めるなど、薬物無しでは生活できなくなります。

さらに、いったん薬物依存症に陥ると、治療には長い期間が必要となります。その間に家族や友人を失ったり、若い人は将来が閉ざされ、一生を台無しにしてしまいます。



● 摂取による心身への影響

危険ドラッグに含まれる成分は、どれも脳に強く作用します。
また、使用量が増えるほど心身にはダメージが残り、

- 実際に無いものが見える・聞こえる(幻覚・幻聴)
- ぐったりする(疲労感・倦怠感)
- 集中して勉強できなくなる(学習能力の低下)

など、様々な影響が出始めます。

● 事件、事故の例

危険ドラッグは、死亡してしまったり、他人を事件や事故に巻き込む可能性もある大変危険なドラッグです。

具体的な事例

東京都豊島区 池袋駅周辺で危険ドラッグを使用した男の乗用車が暴走、1人死亡、7人にけがを負わせた(2014年6月)

東京都北区 危険ドラッグを使用して車を運転し、車やバイクにぶつかり、2人にけがを負わせた(2014年7月)

東京都練馬区 危険ドラッグを使用して小学校に乱入、女子児童を追いかけまわして1人にけがをさせた(2012年10月)

東京都渋谷区 危険ドラッグを使用した20代女性が意識不明の状態で見つかり、その後死亡した(2012年11月)

東京都吉祥寺 路上で女性が刺殺された事件で逮捕された少年の所持品から、危険ドラッグが発見された(2013年3月)

● 体験談

※実際に薬務課に寄せられた相談を一部加工して掲載しています。

私は数年前に、面白半分で危険ドラッグを使い始めました。

危険ドラッグを使うと、身体の中に大津波が来ているような感覚になり、自分をコントロールすることができない状態に陥ります。身の危険を感じたほどです。

友人が使って、死にかけたのを見たときは、警察にバレルのが怖くて、救急車を呼ぶことができませんでした。こういう人は、他にもたくさんいると思います。

危険ドラッグは、使った人自身はもちろん、周りの人にも危害を及ぼす薬物です。私は、これまで経験した「記憶」から、二度と辛い思いをしたくない、という気持ちになり、危険ドラッグをやめることができました。

規制が追いついていなくても、危険なものであることに変わりはないので、世の中に出回ることがないように、対策をとってください。

どんなふうに使っているの？



近づかない!!

● 決して近づかない

インターネットサイトやSNS上などで売られています。

「合法」等と偽り販売しています。だまされないでください。

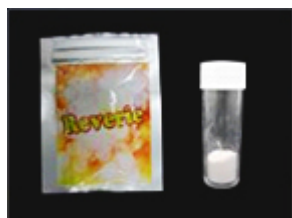
● 用途を偽って売られています

危険ドラッグは、法の網をくぐりぬけるために「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」など、一見ただけでは人体摂取用と思われないよう目的を偽装して販売されています。色や形状も様々で、粉末・液体・乾燥植物など、見た目ではわからないように巧妙に作られています。

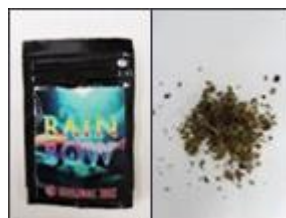
デザインされたパッケージやカラフルな液体は、危険な薬物に見えないため、キレイ、かっこいいという印象を持っていますが、中身は売っているほうもわからない恐ろしい薬物です。「合法」や「安全」という言葉を信用してはいけません。



「お香」の例



「バスソルト」の例



「ハーブ」の例



「アロマ」の例

危険ドラッグの断り方

● 友達や先輩に誘われたとき

Case1: 知識のない人に誘われたら

対応 きっぱり断る、危険性を伝える



合法って言われているし、
吸ってもかまわないさ

ちょっとだけなら大丈夫だよ

何が入っているか分からないし
危険だよ



Case2: 強引に誘われたら

対応 とにかくその場を逃れる



おまえ、怖いのか、勇気がないな

仲間に入れてやらないぞ

用事を思い出したので、もう帰るね



Case3: 興味本位で誘われたら

対応 興味がないことをハッキリ示す



どんな気分になるか試してみようぜ

ドラッグには興味がないから
いらないよ



● そのほかにも、動作で「自分はやりたくない」という意思を伝えることができます。



重要

「やりたくない」という
意思を伝える。
言葉につまってしまうても
動作で意思を伝えましょう。



首を横に
ふる

手をふって
いらないことを
示す



東京都の取組みと活動紹介

東京都では、健康被害の未然防止、犯罪の防止及び薬物乱用防止等の目的で、平成8年から都内の危険ドラッグ専門店等で危険ドラッグを入手し、健康安全研究センターで試験検査を行っています。その結果、規制成分が検出された場合、違反品を取り扱っていた店舗等には、販売中止、回収等の指示を行い、都民の方に危険性等を周知するため、報道発表を行っています。

● 活動紹介

詳しくは東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。

● 大臣（医薬品医療機器等法）指定薬物とは

中枢神経系の興奮や抑制・幻覚を引き起こす可能性が高く、人体に使用すると悪影響のおそれがある薬物を「指定薬物」として厚生労働省が規制しています。

これらの薬物は、医療現場における病気の治療や予防など法律で定められた用途を除き、製造、輸入、販売、授与、所持、購入、譲受け、使用が禁止されており、違反した場合は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその両方（業として行った場合は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はその両方）が課せられます。

● 東京都知事指定薬物とは

東京都薬物の濫用防止に関する条例により、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるもののうち、都内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものとして知事が指定したものをいいます。知事指定薬物については、学術研究や試験調査などの正当な目的を除き、製造、栽培、販売、授与、広告、使用、使用目的の所持、使用場所の提供やあっせんを禁止しています。違反した場合は、2年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金が課せられます。



〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号